

役員各位

小糸南自治会三役（会長、副会長、書記、会計）

配布先

| | | | | | |
|--------|----------|--------|---------|-------|---------|
| 1ブロック | 和泉様、坂内様 | 2ブロック | 野谷様、伊藤様 | 3ブロック | 松尾様、伊藤様 |
| 4ブロック | 長谷川様、小松様 | 5ブロック | 程島様、白井様 | 6ブロック | 杉山様、西山様 |
| 7ブロック | 依田様、寺田様 | 8ブロック | 藤本様、遠藤様 | 9ブロック | 平林様、井戸様 |
| 10ブロック | 青木様、添田様 | 11ブロック | 三浦様、大塚様 | | |

下記の「今後の自治会活動（案）」を作成しました。ご確認をお願いします。次回役員会相当日（5/9：会議は中止）の確認事項として議事録に添付し、自治会員に周知したいと思えます。作成にあたり、連絡協議会の支援を得ました。

今後の自治会活動（案）

新型コロナウイルスの影響により、年度初から通常の自治会活動ができない状況が続いています。現時点で、藤沢市主催のイベントは6月末まで中止、公共施設の貸室も5月末まで中止であり、自治会活動も休止期間が長くなる可能性があります。先が見通せない状況ですが、自治会活動についての基本方針を早期にまとめ、自治会内で共有し、可能な範囲で活動を進めるとともに、今後の活動再開に向けての状況変化に適切に対応して行く必要があります。

1. 自治会活動の再開時期

① 自治会主催のイベント

役員会、専門委員会、特別部会、小糸南連絡協議会および、町内一斉清掃、会館清掃、防犯パトロールなど自治会館を使用する、または自治会員が集まる行事の再開は、藤沢市主催イベントの再開後とする。

自治会館の貸室については、小糸市民の家、大庭市民センターの貸室再開後とする。

② 会費徴収

「緊急事態宣言解除後、徴収日を設定する。」としていたが、後述のとおり、今年度は「会費免除」とし徴収しない。

2. 自治会活動抑制の予算案への反映

① 支出

(1) 専門部会・特別部会など

活動報告・活動計画、会計処理について覚え書きを結んでおり、承認された予算枠全額を代表者に渡すことになっているが、

- ・活動再開まで配布を保留する。
- ・活動期間に応じた減額を要請する。

(2) 親睦行事費

- ・活動再開まで配布を保留する。
- ・活動期間に応じた減額を要請する。

(3) 各種負担金、各部活動費

- ・予算案どおり実施する。

上記(1)、(2)と同様の処置を要請したが、大庭市民センターから回答があり「すでに予算化、配分済であり、会費は計画どおり徴収し、活動抑制による余剰金は、来年度減額するなどして還元」とのこと。

(4) 募金

- ・予算案どおり実施。

様々なお意見があるかもしれないが、打ち合わせが難しい状況なので、総会で承認された予算案どおり実行する。

(5) 会館維持費

火災保険、光熱費など必要なものは支払う。

(6) 積立金

計画通り積み立てる。

② 収入

会費免除とする。

自治会規約12条5(会費免除)によると、「会費の免除に該当する事由については役員会の決定に委ねる。」であり、会費変更は総会の議決が必要だが、免除は可能。

各戸の事情に応じた減額は難しく、多くの方が国からの10万円給付を申請と推察される状況から、今年度は全戸免除とする。不足分はマイナスの繰越となる。

以上